自己点検表 (地域密着型通所介護)

事業所名					
点検者職・氏名					
点検年月日	令和	年	月	日	

- ○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。
- O該当しない項目については未記入のままにしてください。

- ○各シート(指定基準、介護給付費、処遇改善加算、加算等一覧、勤務実績表、加算別表)を記入し、提出してください。 ○根拠条文は、「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」を指します。 ○「確認項目」の欄については、「介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日老発0331第6号)厚生労働省老健局長通知)」を根拠としています。

	点検項目	確認項目	具体的内容	点検 適	結果 不適	根拠条文	確認書類等
Ι	人員基準		点検結果を入力し	てくだ	さい	Ţ	
1	従業者の員数	・利用者に対し、従業者の員数は適切ですか ・必要な専門職は揃っていますか ・専門職は必要な資格を有していますか	【生活相談員】 単位の数にかかわらず、指定地域密着型通所介護の提供を行う時間数(以下「提供時間数」)に応じて、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置している ※提供時間数は、事業所のサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く) 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれか			基準第 60条の3	・勤務実績表 ・タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証 注)生活相談員の勤務
			に該当する者又はこれと同等以上の能力を有する者 (※)となっている 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ・社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事及びそ の任用資格				延時間数には、利用者 の地域生活を支える取 組のために必要な時間 も含めることができ る。
			【看護職員(看護師又は准看護師)】 単位毎に、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当た ※ 利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介 護職員が1以上確保されるために必要と認められる数				

	【介護職員】		・勤務実績表・タイムカード
	単位毎に、提供時間数に応じて、専ら指定地域密着型 通所介護の提供に当たる介護職員を確保している		・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証
	※ 利用者数が15人までの場合 確保すべき勤務延時間数=平均提供時間数		
	※ 利用者数が16人以上の場合 確保すべき勤務延時間数 = ((利用者数-15))÷5+1)×平均提供時間 数		
	単位毎に、介護職員(利用定員が10人以下の場合は看 護職員又は介護職員)を常時1人以上配置している		
	【機能訓練指導員】		
	機能訓練指導員を1以上配置している		
	機能訓練指導員の数( 人)		
	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を 改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能 力を有する者(※)が配置されている		
	※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、 准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、は り師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看 護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格 を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上 機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る)		
	生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤と なっている		

2	管理者	・管理者は常勤専従ですか、他の職務を 兼務している場合、兼務体制は適切です	常勤の管理者を配置している		基準第 60条の4	・勤務実績表 ・タイムカード
		か	管理者は、専ら指定地域密着型通所介護事業所の管理 業務に常勤で従事している			・管理者の雇用形態が わかるもの
			《注意》 管理者が管理業務に専従している場合は 「適」にチェックし、以下の回答は不要です 専従していない場合は「不適」にチェックし、以下 の回答をしてください			
			※ 基準上、管理業務に支障がないときは兼務が可			
			管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は 適切である			
			<ul><li>→ 下記の事項について記載してください</li><li>・事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名</li></ul>			
			( ・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種 名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数			
			事業所名 : ( )			
			職種名 : ( )			
			勤務時間数:(     )			
			《注意》 回答スペースが足りない場合は、適宜行を 追加するなどの対応をお願いします			

	Ⅱ 設備基準					
3	設備及び備品 等	<ul><li>・平面図に合致していますか</li><li>・使用目的に沿って使われていますか</li></ul>	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品を備えている		基準第 60条の5	・平面図
			上記の設備は、専ら指定地域密着型通所介護の事業の 用に供されている			
			《注意》 専ら供されている場合は「適」に、供されていない場合は「不適」にチェックしてください			
			※ 利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない			
			上記の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型 通所介護以外のサービスを提供する場合に、当該サー ビスの内容を当該サービスの提供開始前に市へ届け出 ている			・市への届出
			【食堂、機能訓練室】			
			食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、 その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面 積以上となっている			
			※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその 提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行 う際にはその実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所として可			
			【相談室】			
			遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう 配慮されている			
			【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】			
			消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置さ れている			

	Ⅲ 運営基準					
4	内容及び手続 の説明及び同 意		いて「	] [	基準 10条 ]用	
		※重要事項説明書に記載されているものについて、 記の項目に〇印を記入してください	下			
		項目記入	欄			
		事業の目的及び運営の方針				
		従業者の職種、員数及び職務の内容				
		営業日及び営業時間				
		利用定員				
		サービス内容及び利用料その他の費用の額				
		通常の事業の実施地域				
		サービス利用に当たっての留意事項				
		緊急時における対応方法				
		非常災害対策				
		事故発生時の対応				
		苦情処理の体制				
		提供するサービスの第三者評価の実施状況				
		虐待の防止のための措置に関する事項				
		その他運営に関する重要事項 記載している苦情申出窓口を記入してくださ				
		記載している古情中山心口を記入してください。				
		(	)			
		指定地域密着型通所介護の提供の開始に当たっての 用申込者の同意については、書面によって確認してる	- 1 .		1	

5	受給資格等の 確認	被保険者資格、要介護認定の有無、要介 護認定の有効期限を確認していますか	被保険者証によって、被保険者資格要介護認定の有無 及び要介護認定の有効期間の確認を行っている		基準第 13条準 用	・被保険者証の写し等
			被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、その意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を 提供するよう努めている			
6	心身の状況等 の把握	・サービス担当者会議等に参加し、利用 者の心身の状況把握に努めていますか	利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めている		基準第 60条の6	・サービス担当者会議 の記録
7	居宅介護支援 事業者等との 連携	・サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと連携していますか	指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、指 定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福 祉サービスを提供する者との密接な連携に努めている		基準第 16条準 用	・サービス担当者会議の記録
			指定地域密着型通所介護の提供の終了に際し、利用者 又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、利用 者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供 及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者 との密接な連携に努めている			指導・連絡等の記録
8	居宅サービス 計画に沿った サービスの提 供	・居宅サービス計画に沿ったサービスが 提供されていますか	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画 に沿った指定地域密着型通所介護を提供していますか		基準第 18条準 用	・居宅サービス計画 ・通所介護計画
9	サービスの提 供の記録		ビス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス 計画の書面又はサービス利用票等に記録している		基準第 21条準 用	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録
		ますか ・送迎が適切に行われていますか	利用者からの申出があった場合に、文書の交付その他 適切な方法により、その情報を利用者に対して提供し ている			

10	利用料等の受 領	・利用者からの費用徴収は適切に行われていますか ・領収書を発行していますか ・医療費控除の記載は適切ですか	法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所 介護を提供した際には、利用者から利用者負担分(1 割,2割又は3割負担)の支払を受けている		基準第 60条の7	•請求書 •領収書
			法定代理受領サービスでない指定地域密着型通所介護 を提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額 と、法定代理受領サービスである指定地域密着型通所 介護に係る費用の額の間に、不合理な差額を設けてい ない 《注意》 設けていない場合は「適」に、設けている 場合は「不適」にチェックしてください			
			以下の費用に係るサービスを提供しその支払を受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ている			・重要事項説明書 ・利用契約書
			① 通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用			
			② 食事の提供に要する費用			
			③ おむつ代			
			④ 上記の費用のほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用			
11	指定通所介護 の具体的取扱 方針		緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わず、緊 急やむを得ず身体的拘束等を行う場合はその記録を残して いる		基準第 60条の9	・状況報告書3(1) ・身体的拘束等の記録

12	通所介護計画 の作成		利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境 を踏まえて、機能訓練等の目標やその目標を達成する ための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着 型通所介護計画を作成している	_	基準第 60条の 10	・居宅サービス計画 ・通所介護計画 ・アセスメントシート ・モニタリングシート
		・サービスの具体的内容、時間、日程等 が明らかになっていますか	地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画の内容 に沿って作成している			
		・利用者又はその家族への説明、同意、 交付が行われていますか ・目標の達成状況は記録されていますか	地域密着型通所介護計画の内容について利用者又はそ の家族に説明を行い、利用者から同意を得ている			
		・達成状況に基づき、新たな通所介護計 画が立てられていますか	地域密着型通所介護計画を利用者に交付している			
			地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況 や目標の達成状況の記録を行っている			
			地域密着型通所介護計画の作成後、当該地域密着型通 所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当 該地域密着型通所介護計画の変更を行っている			
			地域密着型通所介護計画を変更する場合は、上記を 行っている			
13	緊急時等の対 応	・緊急時対応マニュアル等が整備されていますか ・緊急事態が発生した場合、速やかに主 治の医師に連絡していますか	指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じている		基準第 54条準 用	・緊急時対応マニュア ル ・サービス提供記録

1	運営規程	運営における以下の運営規程について定 めていますか	以下の事項を運営規程に定めている		基準第 60条の	運営規程
		1. 事業者の間的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務内容 3. 営業日及び営業時間 4. 指定通所介護の利用定員 5. 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6. 通常の事業の実施地域 7. サービス利用に当たっての留意事項 8. 緊急時等における対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する 事項 11. その他運営に関する重要事項	・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・サービスの利用定員 ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項			
1.	勤務体制の確 保等	て行われていますか ・ 資質向上のために研修の機会を確保し ますか	利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供 できるよう事業所ごとに従業者の勤務の体制(日々の 勤務時間、常勤・非常勤の別等)を定めている 事業所ごとに、事業所の従業者によって指定地域密着		基準第 60条の 13	・勤務実績表 ・雇用契約書等 ・研修計画、実施記録
		・勤務表の記載内容は適切ですか ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講 させるため必要な措置を講じていますか ・性的言動、優越的な関係を背景とした 言動にによる就業環境が害されることの	型通所介護を提供している ※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は除く			
		防止に向けた方針の明確化等の措置を講じていますか	従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保している。また、介護に直接携わる職員のうち、無資格者について認知症介護基礎研修を受講させる措置を講じている			• 資格者証 • 状況報告書3(5)
			職場におけるハラスメントの防止のため、必要な措置 を講じている			・就業規則 ・ハラスメント指針 ・相談記録

16	業務継続計画の策定等	実施及び早期の業務再開の計画(業務継	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で国別を開き図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている。 ※貴事業所の業務継続計画に記載されている項目に○印てください ○感染症に係る業務継続計画 項目 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) 初動対応感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ○災害に係る業務継続計画 項目 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) 他施設及び地域との連携 全ての従業者に対して、業務継続計画に係る研修を定期的(年1回以上+新規採用時)に実施している 業務継続計画に基づいた訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に実施している	記力	基準29条の2準用	<ul><li>業務継続計画</li><li>・研修及び訓練計画、</li><li>実施記録</li></ul>
			定期的(年1回以上)に実施している 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 当該計画の変更を行っている			
17	定員の遵守	・利用定員を上回っていませんか	利用定員を超えずに、指定地域密着型通所介護の提供を行っている ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない		基準第 60条の 14	・業務日誌 ・国保連への請求書控 え

18	非常災害対策	応に係るマニュアルがありますか ・非常災害時の連絡網等は用意されてい ますか ・防火管理に関する責任者を定めていま	地域の環境や利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関との連携体制等を整備し、それらを定期的に従業者に周知している		基準第 60条の 15	・非常災害時対応マ ニュアル ・運営規程 ・避難訓練等の記録 ・通報、連絡体制
		すか ・避難、救出等の訓練を実施しています か	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必 要な訓練を行っている			・消防署への届出  ・状況報告書3(3)  ・消防・防災体制等の
			上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めている			状況
			(新潟市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定 区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に 該当する場合)水害や土砂災害に対応した避難確保計 画を作成し、訓練を実施している			
19	衛生管理等	・必要に応じて衛生管理について、保健 所の助言、指導を求め、密接な連携を 保っていますか ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に 供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上 必要な措置を講じている		基準第 60条の 16	・感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止 のための対策を検討す る委員会名簿、委員会
		防止のための対策を講じていますか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会を 6 か月に1回開催していますか	食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているまた、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている			の記録 ・感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止 のための指針 ・感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止
			感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するとともに、従業者に対し、感染症の予防及びまん延 の防止のための研修(年1回以上+新規採用時)及び 訓練(年1回以上)を定期的に実施している			のための研修の記録及び訓練の記録
20	秘密保持等	・個人情報の利用に当たり、利用者(利用者の情報)及び家族(利用者家族の情報)から同意を得ていますか ・退職者を含む、従業者が利用者の秘密	従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの ないよう必要な措置を講じている			状況報告書 3(8)
		を保持することを誓約していますか	サービス担当者会議等において、利用者又はその家族 の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書によ り得ている			・個人情報同意書 ・従業者の秘密保持誓 約書
			※ 指定地域密着型通所介護の提供開始時における包括的な同意で可			

2	21	広告	・広告は虚偽又は誇大となっていません か	虚偽又は誇大な広告をしていない 《注意》 していない場合は「適」に、している場合 は「不適」にチェックしてください	╽╙	基準第 37条準 用	・パンフレット、チラシ
2	22	苦情処理		提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情をなどに迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じている	l _	基準第 39条準 用	・苦情受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
			上の収組を行うていますが	苦情の受付日、を受け付けた場合には、当該苦情の内 容等を記録している			
				苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報で あるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービス の質の向上に向けた取組を自ら行っている			状況報告書 3(4)
				指定地域密着型通所介護に対する苦情に関する市・国 保連の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を 行っている			
				※ 市又は国保連からの求めがあった場合、改善の内容を報告することを含む			

23	地域との連携 等	催していますか ・運営推進会議において、活動状況の報 告を行い、評価を受けていますか ・運営推進会議で挙がった要望や助言が 記録されていますか	指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けている		基準第 60条の 17	・運営推進会議の記録
			上記の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表している			
			事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な 活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を 図っている			
			提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者から の苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行 う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努め ている			
			指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めている			
24	事故発生時の 対応	に報告していますか ・事故状況、対応経過が記録されていますか ・場実時償すぐき事故が発生した場合	指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。夜間及び深夜に当該事業所の利用者を宿泊させる等のサービスにおいて事故が発生した場合にも、同様の対応を行っている		基準第 60条の 18	・事故対応マニュアル ・市、家族、居宅事業 所等への報告記録 ・再発防止策の検討記録 ・ヒヤリハットの記録
		に、速やかに賠償を行うための対策を講じていますか ・再発防止のための取組を行っていますか	事故の状況及び事故の際にとった処置について、記録している。夜間及び深夜に当該事業所の利用者を宿泊させる等のサービスにおいて事故が発生した場合にも、同様の対応を行っている			
			賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか に行っている			状況報告書 3(3)
			事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じている(過去に事故が生じていない場合,事故に備えて対策を講じている)			
			夜間及び深夜に当該事業所の利用者を宿泊させる等の サービスにおいて事故が発生した場合にも上記と同様の対 応を行っている			指定基準p13

25	虐待の防止		虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に 開催するとともに、その結果について従業者に周知徹 底を図っている			基準第 41条の2 準用	・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防 止の指針・研修及び訓 練計画、実施記録
		ていますか ・従業者に対して虐待の発生・再発防止 の研修及び訓練を実施していますか	虐待の防止のための指針を整備している ※貴事業所の指針に記載されている項目に〇印を記入 してください				・担当者を設置したことがわかる文書
		・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置していますか		記力	人欄		状況報告書3(2)
			事業所における虐待防止に関する基本的考え方				
			虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項				
			虐待防止のための職員研修に関する基本方針				
			虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針				
			虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項				
			成年後見制度の利用支援に関する事項				
			虐待等に係る苦情解決方法に関する事項				
			利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項				
			その他虐待防止の推進のために必要な事項				
			従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年 1回以上)に実施するとともに、新規採用時にも必ず 実施している				
			上記の措置を適切に実施するための専任の担当者を置いている				

※加算一覧表に記入したものを自己点検願います。 なお、現地確認を容易にするため、実地指導時には算定根拠となった書類をあらかじめ準備しておいてください。

	点検項目	点検事項		点検結果	
IV	/ <mark>- 1 介護給</mark> ·	付費関係	※該	当している場合は■としてください	
26	人員基準減算	看護職員又は介護職員の数が基準を満たさず、減算判定計算式により減算が必要		該当	減算判定計算(看護職員配置延日数/通 所介護提供日数,介護職員総配置時間/ 通所介護提供総時間)
27	定員超過減算	1月間の地域密着型通所介護の提供を受けた者の総数を1月間の提供日数で割った数が、運営規程の定員を超えている		該当	
28	高齢者虐待防止措置未実 施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的に開催し、 その内容を職員へ周知している		未実施	
		高齢者虐待防止のための指針を整備している		未実施	
		高齢者虐待防止のための研修を実施(年1回以上)している		未実施	
		高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を配置している		未実施	
29	業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定している		未実施	
		業務継続計画に従い必要な措置を講じている		未実施	
30	2時間以上3時間未満の 通所介護を行う場合	心身の状況その他利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合		該当	
		通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されている		該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
31	8~9時間の前後に行う 日常生活上の世話	8時間以上9時間未満のサービス提供	該当	
		9時間以上10時間未満のサービス提供(50単位)	該当	
		10時間以上11時間未満のサービス提供(100単位)	該当	
		1 1 時間以上 1 2 時間未満のサービス提供(150単位)	該当	
		12時間以上13時間未満のサービス提供(200単位)	該当	
		13時間以上14時間未満のサービス提供(250単位)	該当	
		事業所の設備を利用して行う宿泊の前後に提供するものでない	該当	
		共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事業を 行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行っている	該当	
		共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者 又は指定自立訓練(生活訓練)事業者が当該事業を行う事業所にお いて共生型地域密着型通所介護を行っている	該当	
		共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者・指定放 課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型 地域密着型通所介護を行っている	該当	
33	生活相談員等配置加算 【共生型地域密着型通所	共生型地域密着型通所介護費を算定している	該当	
	介護のみ】	生活相談員を、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共 生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している	該当	
		地域に貢献する活動を行っている	該当	
34	入浴介助加算(I)	入浴介助を適切に行うことができる人員を配置し、設備を設置している	該当	
		入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を実施している	該当	
		入浴介助を実施している	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
35	入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助を適切に行うことができる人員を配置し、設備を設置している	該当	
		入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を実施している	該当	
		入浴介助を実施している	該当	
		医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及 び浴室の環境を評価している	該当	
		居宅の浴室が利用者自身又はその家族・訪問介護員等の介助により 入浴を行うことが難しい環境にある場合、医師等が指定居宅介護支 援事業所の介護支援専門員等と連携し、浴室の環境整備に係る助言 を行っている	該当	
		居宅の浴室が利用者自身又はその家族・訪問介護員等の介助により 入浴を行うことが可能と判断したある場合、地域密着型通所介護事 業所に対し、その旨を情報共有している	該当	
		機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者と の連携の下で、利用者の身体の状況、利用者居宅の浴室の環境等を 踏まえた個別の入浴計画を作成している	該当	
		  入浴計画に基づき、利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を    行っている	該当	
		利用者が自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて入浴介助を行っている	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
36 中重度者ケア体制加第	歴月ごとに、人員基準で定める看護職員又は介護職員の員数に加 え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している	該当	
	前年度(3月を除く)又は届出日が属する月の前3月間の要支援者 を除く利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、4又は 5である者の割合が100分の30以上	該当	*    ※ 加算別表1を作成すること
	通所介護を行う時間帯を通じて、通所介護の提供に当たる専従の看 護職員を1名以上配置している	該当	,
	中重度の要介護者が、社会性の維持を図り在宅生活の継続に資する ケアを計画的に実施するためのプログラムを作成している	あり	
37 生活機能向上連携加第	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院の場合、200床未満又は半径4Km以内に診療所が存在しないもの)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等を評価し、個別機能訓練計画を作成している	該当	※ 加算別表2を作成すること
	理学療法士等が、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等を評価し、個別機能訓練計画を作成している	該当	
	個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載。目標は、利用者・家族の意向及び介護支援専門員の意見も踏まえ策定し、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすく設定している	該当	
	個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を 目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者 の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している	該当	
	個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理 学療法士等が当該事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価 している	該当	
	上記について機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して内容 (評価を含む。) や進捗状況等を説明し記録している	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	各月の評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族、理学療法士等に報告・相談。理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL・IADLの改善状況を踏まえ、必要に応じて訓練内容を見直している	該当	
	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)の利 用者ごとの保管、閲覧への対応を行っている	該当	
	個別機能訓練加算を算定していない	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
38	生活機能向上連携加算 (II)	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション 事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学 療法士等が、当該通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共 同して利用者の身体の状況等を評価し、個別機能訓練計画を作成し ている	該当	理学療法士等= 理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士又は医師 機能訓練指導員等= 機能訓練指導員、看護職員、介
		個別機能訓練計画の作成に当たり、理学療法士等は機能訓練指導員 等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行っ ている	該当	機能訓練指導員、有護職員、加護職員、生活相談員その他の職種の者
		個別機能訓練計画には利用者ごとに目標、実施時間、実施方法等の 内容を記載。目標は、利用者、その家族、担当介護支援専門員の意 見を踏まえ策定している	該当	
		機能訓練指導員等が、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施している	該当	※ 加算別表2を作成すること
		機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者等及び理学療法士等に報告・相談し、助言を得た上で、必要に応じて利用者又はその家族の意向を確認の上、利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえ目標や訓練内容を変更している	該当	
		理学療法士等は、3月ごとに1回以上通所介護事業所を <u>訪問</u> し、機 能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価し ている	該当	
		機能訓練指導員等が、3月ごとに1回以上利用者又はその家族に対し、個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明、記録。必要により訓練内容見直している	該当	
		機能訓練に関する実施時間、訓練内容、担当者等の記録の保管、閲 覧への対応を行っている	該当	
		個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき100単位の加算	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
39	個別機能訓練加算 I (イ)	サービス提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	該当	
		複数の種類の機能訓練項目を準備し、項目の選択に当たっては機能 訓練指導員が利用者の選択を援助し、選択した項目ごとにグループ に分かれてのサービス提供を実施している	該当	
		個別機能訓練計画の作成に当たり、機能訓練指導員等が利用者の居 宅を訪問し、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すこと を含めた長期・短期目標等具体的かつ分かりやすい目標を設定して いる	該当	※ 加算別表2を作成すること
		機能訓練指導員その他の職種職員(以下「機能訓練指導員等」)共同による利用者ごとの個別機能訓練計画を作成している	該当	
		個別機能訓練計画に基づく機能訓練を概ね週1回以上を目安に実施 している	該当	(様式等参考) 通所介護及び短期入所生活介護
		訓練の効果、実施方法に対する評価を実施している	該当	における個別機能訓練加算に関 する事務処理手順例及び様式例
		訓練開始時に利用者等へ個別機能訓練計画の内容を説明し、記録を 作成している	該当	の提示について(H27.3.27老振発   第0327第2号)  興味・関心チェックシート、居
		訓練開始後3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、生活状況を 確認している	該当	実験・関心アェックシート、周 宅訪問チェックシート、個別機 能訓練計画書、通所介護計画書
		訓練開始3月ごとに1回以上利用者等へ個別機能訓練計画の内容を 説明し、記録を作成している	該当	
		個別機能訓練に関する実施時間、訓練内容、担当者等の記録の保 管、閲覧への対応を行っている	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
40	個別機能訓練加算(I) (口)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置 している	該当	※ 加算別表2を作成すること
		上記で配置した理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務 に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名 以上配置している	該当	機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等
		機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活 状況を確認した上で、利用者の居宅での生活状況確認と、その結果 や利用者又は家族、担当介護支援専門員の意見を踏まえ目標を設定 し、個別機能訓練計画を作成している	該当	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師、あん摩マッサー ジ指圧師、はり師又はきゅう師 機能訓練指導員等= 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、
		複数の種類の機能訓練の項目を準備し、項目の選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に実施している	該当	生活相談員その他の職種の者
		訓練開始後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、生活状況 を確認している	該当	(様式等参考) リハビリテーション・個別機能訓 練、栄養管理及び口腔管理の実施に
		訓練開始後3月ごとに1回以上、利用者又はその家族に対して、計画の進捗状況等を説明し、記録。必要に応じて計画の見直し等を実施している	該当	関する基本的な考え方並びに事務処 理手順及び様式例の提示について (令和3年3月16日老老発0316第2 号)
		定員、人員基準に適合している	該当	興味・関心チェックシート、生活機   能チェックシート、個別機能訓練計
		個別機能訓練加算 (I) (イ)を算定していない	該当	画書、通所介護計画書(別紙様式3 - 1~別紙様式3-4)

	点検項目	点検事項	点検結果	
4	1 個別機能訓練加算Ⅱ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置 している	該当	
		個別機能訓練計画の作成に当たり、機能訓練指導員等が利用者の居 宅を訪問している	該当	※ 加算別表2を作成すること
		機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとの心身の状況を重視した 個別機能訓練計画(目標、実施時間、実施方法等を記載)を作成し ている	該当	
		適切なアセスメントを経て、生活機能維持・向上に向けた具体的か つ分かりやすい目標を設定している	該当	(様式等参考) 通所介護及び短期入所生活介護 における個別機能訓練加算に関
		類似の目標で同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団の 利用者に対し、機能訓練指導員が直接機能訓練を実施している	該当	する事務処理手順例及び様式例 の提示について(H27.3.27老振発
		訓練開始後3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、生活状況を 確認している	該当	第0327第2号) 興味・関心チェックシート、居 宅訪問チェックシート、個別機
		訓練開始時及び3月ごとに1回以上計画内容(評価を含む)を説明 し、記録している	該当	能訓練計画書、通所介護計画書

	点検項目	点検事項	点検結果	
42	ADL維持等加算(I)	評価対象者(利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上	該当	
		評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目において機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値(ADL値)を測定し、測定日が属する月ごとに測定結果をLIFEを用いて厚生労働省に提出している	該当	
		ADL利得を測定し、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者と下位100分の10に相当する利用者を除く利用者のADL利得の平均値が1以上	該当	
43	ADL維持等加算(Ⅱ)	評価対象者(利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上	該当	
		評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値 (ADL値)を測定し、測定日が属する月ごとに測定結果をLIF Eを用いて厚生労働省に提出している	該当	
		ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者と下位100分の10に相当する利用者を除く利用者のADL利得の平均値が2以上	該当	
44	認知症加算	歴月ごとに、人員基準で定める看護職員又は介護職員の員数に加 え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している	該当	
		前年度(3月を除く)又は届出日が属する月の前3月間の要支援者 を除く利用者数の総数のうち、介護を必要とする認知症の者(日常生 活自立度皿以上)の割合が100分の20以上	該当	
		地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら地域密着型通所介 護の提供に当たる認知症介護に係る専門的・実践的な研修等を受け た者を1名以上配置している	該当	※ 加算別表3を作成すること   
		認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログ ラムを作成している	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
45	若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている	該当	
		利用者の特性やニーズに応じた適切な地域密着型通所介護の提供を 実施している	該当	
		認知症加算を算定していない	該当	
46	栄養アセスメント加算	当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を1名以上配置している	該当	(様式等参考) リハビリテーション・個別機能 訓練、栄養管理及び口腔管理の 実施に関する基本的な考え方並 びに事務処理手順及び様式例の 提示について(令和3年3月16日 老老発0316第2号) 栄養ケア計画書(別紙様式5-
		栄養アセスメントを3月に1回以上次のイから二までの手順で実施 し、利用者の体重については1月ごとに測定している	該当	2)、栄養スクリーニング・ア セスメント・モニタリング(別
		イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握している	該当	紙様式5-1) 管理栄養士 等= 管理栄養士、看護職員、介護職
		ロ 管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食 形態にも配慮しつつ、解決すべき課題を把握している	該当	員、生活相談員その他の職種の  者 
		<ul><li>ハ イ及び口の結果を利用者や家族に説明し、必要に応じ解決すべき課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行っている</li></ul>	該当	※ 加算別表4-2を作成する
		二 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼している	該当	・こと
		利用者ごとの栄養状態等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用している	実施	
		定員、人員基準に適合している	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
4	栄養改善加算	従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配 置している	該当	※ 加算別表4-1を作成する こと
		栄養改善サービスの提供が必要な利用者である	該当	(様式等参考)
		管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者 (以下「管理栄養士等」)が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能 及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している	該当	居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事 務処理手順例及び様式例の提示
		利用者等に対する栄養ケア計画の説明及び同意を得ている	該当	について(H18.3.31老老発第 0331009号)
		利用者ごとに栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービス を行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録している	該当	栄養ケア計画書, 栄養スクリー ニング, 栄養アセスメント・モ ニタリング
		おおむね3月ごとに栄養ケア計画の評価、ケアマネ等に対する情報 提供を行っている	該当	
		1月当たり2回以下の算定	該当	
		定員、人員基準に適合している	該当	
4		≪口腔スクリーニング≫ 利用開始時及び利用中6月ごとに下記イ~ハに関する確認 イ 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 ロ 入れ歯を使っている者 ハ むせやすい者	該当	※ 加算別表4-2を作成する こと
		確認した口腔状態に関する情報(上記イ〜ハ)を担当介護支援専門 員に提供している	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	≪栄養スクリーニング≫ 利用開始時及び利用中6月ごとに下記イ~ニに関する確認 イ BMIが18.5未満 ロ 1~6月間で3%以上の体重減少又は「地域支援事業の実施 について」(平成18年6月9日老発第0609001号)に規定する 基本チェックリストの№.11の項目が「1」に該当 ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下 ニ 食事摂取量が不良(75%以下)	該当	
	確認した栄養状態に関する情報(上記イ〜二)を担当介護支援専門 員に提供している	該当	
	定員、人員基準に適合している	該当	
	算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	非該当	
	算定日が属する月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	非該当	
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定していない	該当	
	他事業所で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
49	ロ腔・栄養スクリーニン グ加算 (Ⅱ)	≪口腔スクリーニング≫ 利用開始時及び利用中6月ごとに下記イ~ハに関する確認 イ 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 ロ 入れ歯を使っている者 ハ むせやすい者	該当	※ 加算別表4-2を作成する こと
		確認した口腔状態に関する情報(上記イ〜ハ)を担当介護支援専門 員に提供している	該当	
	<b>// 07 0 / 2 / 0/3   C/正日</b>	定員、人員基準に適合している	該当	
		算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は利 用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間 である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月	該当	
		算定日が属する月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔 機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが 終了した日の属する月ではない	該当	
		口腔・栄養スクリーニング加算 ( I ) を算定していない	該当	
		他事業所で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	該当	
		≪栄養スクリーニング≫ 利用開始時及び利用中6月ごとに下記イ~ニに関する確認 イ BMIが18.5未満 ロ 1~6月間で3%以上の体重減少又は「地域支援事業の実施 について」(平成18年6月9老発第0609001号)に規定する基本 チェックリストの№11の項目が「1」に該当 ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下 ニ 食事摂取量が不良(75%以下)	該当	
		確認した栄養状態に関する情報(上記イ〜ニ)を担当介護支援専門 員に提供している	該当	
		定員、人員基準に適合している	該当	
		算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	該当	
		算定日が属する月が、利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔 機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが 終了した日の属する月	該当	介護給付費p28

	点検項目	点検事項	点検結果	
		口腔・栄養スクリーニング加算( I )を算定していない	該当	
		他事業所で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	該当	
50	口腔機能向上加算(I) 	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置している	該当	※ 加算別表5を作成すること
		次のイ〜ハのいずれかに該当する者で、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる利用者 イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当 ロ 基本チェックリストの口腔機能に関する(13)〜(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当 ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者	該当	(様式等参考) リハビリテーション・個別機能
		歯科医療を受診しているが、歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能 法は算定していない	該当	訓練、栄養管理及び口腔管理の 実施に関する基本的な考え方並 びに事務処理手順及び様式例の
		口腔機能を利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔衛生、摂食・嚥下機能の関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組む事項を記載した利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している	該当	提示について(令和3年3月16日 老老発0316第2号) 口腔機能向上サービスに関する 計画書(別紙様式8) 口腔機能改善管理指導計画・管
		利用者又はその家族に対する口腔機能改善管理指導計画の説明及び 同意を得ている	該当	理指導計画
		口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は 看護職員が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供、問題があれ ば直ちに当該計画を見直している	該当	
		おおむね3月ごとに利用者ごとの計画の進捗状況を定期的に評価、 担当介護支援専門員や主治医、主治歯科医への情報提供を行ってい る	該当	口腔機能向上サービスのモニタリング
		ロ腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看 護職員による利用者の定期的な記録を作成(この場合、加算算定の ために別用紙に記録する必要なし)している	該当	
		定員、人員基準に適合している	該当	
		1月当たり2回以下の算定	該当	
		口腔機能向上加算(Ⅱ)を算定していない	該当	│ │

点検項目	点検事項	点検結果	
51 口腔機能向上加算(Ⅱ)	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置している	該当	※ 加算別表5を作成すること
	次のイ〜ハのいずれかに該当する者で、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる利用者 イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当 ロ 基本チェックリストの口腔機能に関する(13)〜(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当 ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者	該当	(様式等参考) リハビリテーション・個別機能
	歯科医療を受診しているが、歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能 法は算定していない	該当	訓練、栄養管理及び口腔管理の 実施に関する基本的な考え方並 びに事務処理手順及び様式例の
	口腔機能を利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔衛生、摂食・嚥下機能の関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組む事項を記載した利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している	該当	提示について(令和3年3月16日 老老発0316第2号) 口腔機能向上サービスに関する 計画書(別紙様式8) 口腔機能改善管理指導計画・管
	利用者等に対する口腔機能改善管理指導計画の説明及び同意を得て いる	該当	理指導計画
	口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は 看護職員が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供、問題があれ ば直ちに当該計画を見直している	該当	
	おおむね3月ごとに利用者ごとの計画の進捗状況を定期的に評価、 担当介護支援専門員や主治医、主治歯科医へ情報提供を行っている	該当	口腔機能向上サービスのモニタリング
	口腔機能改善管理指導計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看 護職員による利用者の定期的記録作成(この場合、加算算定のため に別用紙に記録する必要なし)している	該当	
	定員、人員基準に適合している	該当	
	1月当たり2回以下の算定	該当	
	口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報をLIFEを用いて、 厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、必 要な情報を活用している	該当	
	口腔機能向上加算(I)を算定していない	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果	
52		利用者全員について、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出している	該当	
		必要に応じて通所介護計画を見直すなど、上記の情報その他通所介 護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	該当	(様式等参考) 科学的介護情報システム(LIFE) 関連加算に関する基本的考え方
		下記イ〜ニについて取り組んでいる イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切 なサービスを提供するためのサービス計画を作成 ロ サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に 資する介護を実施 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、 多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を実施 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、 事業所全体として、サービスの質のさらなる向上に努める	該当	並びに事務処理手順及び様式例 の提示について(令和3年3月16日老老発0316第4号) 別紙様式 1
53	同一建物に対する減算	地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住または同一建物から当該事業所に通所している利用者がいる	該当	
		減算対象外の事例に該当せず、減算が必要	該当	減算していればチェックが必要 減算していなければチェック不要
54	事業所が送迎を行わない   場合の減算	居宅と地域密着型通所介護事業所間の送迎を行っていない利用者が いる	該当	

	点検項目	点検事項		点検結果	
55		次のいずれかに適合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が7割以上 ②介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占め る割合が2.5割以上		該当	※ 加算別表6を作成すること
		定員、人員基準に適合している		該当	
56	サービス提供体制強化加 算Ⅱ	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が5割以上		該当	ツー物質別事の大佐はよりこと
	77.0	定員、人員基準に適合している		該当	※ 加算別表6を作成すること
57	サービス提供体制強化加算皿	次のいずれかに適合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が4割以上 ②直接処遇職員(生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導 員)のうち、勤続年数7年以上の者が3割以上		該当	※ 加算別表6を作成すること
		定員、人員基準に適合している		該当	
	共生型通所介	護の場合	_		
58	生活相談員等配置加算	生活相談員を1名以上配置している		該当	
		地域に貢献する活動を行っている		該当	

## 介護職員等処遇改善加算

	点検項目	確認事項	確	認結果	確認書類等	点検	i結果
	<b>从快</b> 场口		※該当している	場合は■としてください	<b>唯</b> 心盲規守	適	不適
59	介護職員等処遇 改善加算(I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	・改善計画書(市に		
		2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用い た周知、届出		あり	提出した届出書の 控え等)		
		3 介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に見込まれる加算額の1/2以上を基本給等に充てている(令和6年度中は適用を猶予)		該当			
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)		該当	・実績報告書 ・支払い実績明細 書(職員ごとの支 払い状況がわかる 資料)(市に提出し た届出書の控え等)		
		5 賃金改善の実施		あり			
		6 処遇改善に関する実績の報告		あり			
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		なし			
		8 労働保険料の納付		適正に納付			
		9 (一)(二)(三)いずれにも適合					
		(一)介護職員の任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知		あり	·就業規則 ·給与規定等		
		(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知		あり	・研修計画書		

Ξ.	_				
		(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	· 就業規則 · 給与規定等	
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	あり	・実施した取組み の記録	
		11 10の処遇改善の内容等について、インターネット 等により公表	あり		
		12 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	あり		
60	介護職員等処遇 改善加算(Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	・改善計画書(市に	
		2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用い た周知、届出	あり	提出した届出書の 控え等)	
	まれ	3 介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に見込まれる加算額の1/2以上を基本給等に充てている(令和6年度中は適用を猶予)	該当		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	該当	・実績報告書 ・支払い実績明細書(職員ごとの支払い状況がわかる資料)(市に提出した届出書の控え等)	
		5 賃金改善の実施	あり		
		6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		8 労働保険料の納付	適正に納付		
		9 (一)(二)(三)いずれにも適合			
		(一)介護職員の任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	· 就業規則 · 給与規定等	

		(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	・研修計画書	
		(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一 定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作 成し、全ての介護職員に周知	あり	· 就業規則 · 給与規定等	
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に 要した費用を全ての職員に周知	あり	・実施した取組みの記録	
		11 10の処遇改善の内容等について、インターネット等により公表	あり		
	介護職員等処遇 改善加算(Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	・改善計画書(市に	
	<b>7</b> 1 3. 3. (-)	2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用い た周知、届出		提出した届出書の 控え等) ・実績報告書 ・支払い実績明細	
		3 介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に見込まれる加算額の1/2以上を基本給等に充てている(令和6年度中は適用を猶予)	該当		
		4 賃金改善の実施	あり	書 (職員ごとの支払い状況がわかる 資料)(市に提出し	
		5 処遇改善に関する実績の報告	あり	た届出書の控え等)	
		6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		7 労働保険料の納付	適正に納付		
		8 (一)(二)(三)のいずれにも適合			
		(一)介護職員の任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	・就業規則 ・給与規定等	
		(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	・研修計画書	

_	_				
		(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一 定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作 成し、全ての介護職員に周知	あり	· 就業規則 · 給与規定等	
		9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	・実施した取組み の記録	
62	介護職員等処遇 改善加算(IV)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	・改善計画書(市に	
		2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用い た周知、届出	あり	提出した届出書の 控え等)	
		3 介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に見込まれる加算額の1/2以上を基本給等に充てている(令和6年度中は適用を猶予)	該当	・実績報告書 ・支払い実績明細 書(職員ごとの支 払い状況がわかる 資料)(市に提出し た届出書の控え等)	
		4 賃金改善の実施	あり		
		5 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		フ 労働保険料の納付	適正に納付		
		8 (一)(二)のいずれにも適合			
		(一)介護職員の任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	·就業規則 ·給与規定等	
		(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	・研修計画書	
		9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	・実施した取組みの記録	
63	介護職員等処遇 改善加算(V) (1) ※令和7年3月末 まで	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を 届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算 を届け出ていない	該当	・改善計画書(市に提出した届出書の	

		1# <b>=</b>	
2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	控え等)	
3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	・実績報告書 ・支払い実績明細 書(職員ごとの支 払い状況がわかる	
5 賃金改善の実施	あり	資料)(市に提出し た届出書の控え等)	
6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
8 労働保険料の納付	適正に納付		
9 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合			
(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	·就業規則 ·給与規定等	
(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	・研修計画書	
(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	·就業規則 ·給与規定等	
10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に 要した費用を全ての職員に周知	あり	・実施した取組み の記録	
11 10の処遇改善の内容等について、インターネット 等により公表	あり		
12 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	あり		

64	介護職員等処遇 改善加算(V) (2) ※令和7年3月末	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び 介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている	該当	・改善計画書(市に 提出した届出書の	
	まで	2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		控え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	・実績報告書 ・支払い実績明細 書(職員ごとの支 払い状況がわかる	
		5 賃金改善の実施	あり	資料)(市に提出した た届出書の控え等)	
		6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		8 労働保険料の納付	適正に納付		
		9 次の(一)、(二)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知	あり	・就業規則 ・給与規定等	
		(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	・研修計画書	
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に 要した費用を全ての職員に周知	あり	・実施した取組み の記録	
		11 10の処遇改善の内容等について、インターネット 等により公表	あり		
		12 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	あり		

		<b>-</b>	•			
65	介護職員等処遇 改善加算(V) (3) ※令和7年3月末 まで	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていない		該当	・改善計画書(市に 提出した届出書の	
	4 (	2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置		あり	控え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出		あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)		あり	・実績報告書、支 払い実績明細書 (職員ごとの支払 い状況がわかる資	
		5 賃金改善の実施		あり	料)(市に提出した届出書の控え等)	
		6 処遇改善に関する実績の報告		あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑		なし		
		8 労働保険料の納付		適正に納付		
		9 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合				
		(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知		あり	就業規則、給与規 定等	
		(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知		あり	研修計画書	
		(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一 定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作 成し、全ての介護職員に周知		あり	就業規則、給与規 定等	
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知		あり	実施した取組みの 記録	

_	_				
		11 10の処遇改善の内容等について、インターネット 等により公表	あり		
66	介護職員等処遇 改善加算(V) (4) ※令和7年3月末	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び 介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている	該当	改善計画書(市に提出した届出書の控	
	まで	2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職 員ごとの支払い状 況がわかる資料)	
		5 賃金改善の実施	あり	(市に提出した届出書の控え等)	
		6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		8 労働保険料の納付	適正に納付		
		9 次の(一)、(二)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
		(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に 要した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
		11 10の処遇改善の内容等について、インターネット 等により公表	あり		

改善 (5 ※令	情加算(V) う) う和7年3月末	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を 届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算 を届け出ていない	該当	改善計画書(市に提出した届出書の控	
まで		2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職 員ごとの支払い状 況がわかる資料)	
		5 賃金改善の実施	あり	(市に提出した届出 書の控え等)	
		6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		8 労働保険料の納付	適正に納付		
		9 次の(一)、(二)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
		(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に 要した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
		11 10の処遇改善の内容等について、インターネット 等により公表	あり		
		12 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	あり		

68	改善加算(V) (6) ※令和7年3月末	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を 届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算 を届け出ていない	該当	改善計画書(市に提出した届出書の控	
	まで	2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職 員ごとの支払い状 況がわかる資料)	
		5 賃金改善の実施	あり	(市に提出した届出 書の控え等)	
		6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		8 労働保険料の納付	適正に納付		
		9 次の(一)、(二)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
		(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	
		10 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に 要した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
		11 10の処遇改善の内容等について、インターネット 等により公表	あり		

69	介護職員等処遇 改善加算 (V) (7) ※令和7年3月末 まで	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び 介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている	該当	改善計画書(市に提出した届出書の控	
		2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職 員ごとの支払い状 況がわかる資料)	
		5 賃金改善の実施	あり	(市に提出した届出書の控え等)	
		6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		8 労働保険料の納付	適正に納付		
		9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
		10 9の処遇改善の内容等について、インターネット等により公表	あり		
		11 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	あり		
		12 次の(一)、(二)のいずれかに適合			
		(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
		(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	

		_			
70	介護職員等処遇 改善加算(V) (8) ※令和7年3月末 まで	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処 遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ 等支援加算を届け出ていない	該当	改善計画書(市に提出した届出書の控	
		2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 賃金改善の実施	あり	実績報告書、支払	
		5 処遇改善に関する実績の報告	あり	い実績明細書 (職員ごとの支払い状況がわかる資料) (市に提出した届出書の控え等)	
		6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		7 労働保険料の納付	適正に納付		
		8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
		9 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
		(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	
		(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一 定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作 成し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
71	介護職員等処遇 改善加算(V) (9) ※令和7年3月末	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び 介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている	該当	改善計画書(市に提出した日本の物	

_	_				
	まで	2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	四しに油口音の控    え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職 員ごとの支払い状 況がわかる資料)	
		5 賃金改善の実施	あり	(市に提出した届出 書の控え等)	
		6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		8 労働保険料の納付	適正に納付		
		9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
		10 9の処遇改善の内容等について、インターネット等により公表	あり		
		11 次の(一)、(二)のいずれかに適合			
		(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
		(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	
72	介護職員等処遇 改善加算(V) (10) ※令和7年3月末 まで	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を 届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算 を届け出ていない	該当	改善計画書(市に提 出した届出書の控	
		2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)	

		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職 員ごとの支払い状 況がわかる資料)	
		5 賃金改善の実施	あり	(市に提出した届出書の控え等)	
		6 処遇改善に関する実績の報告	あり		
		7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		8 労働保険料の納付	適正に納付		
		9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
		10 9の処遇改善の内容等について、インターネット等 により公表	あり		
		11 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出	あり		
		12 次の(一)、(二)のいずれかに適合			
		(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
		(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	
73	介護職員等処遇 改善加算(V) (11) ※令和7年3月末 まで	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処 遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ 等支援加算を届け出ていない	該当	改善計画書(市に提出した届出書の控	
		2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)   	

		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり	[	
		  4 賃金改善の実施	(2) Y		
		4   貝並以告の美ル	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職	
		5 処遇改善に関する実績の報告	あり	員ごとの支払い状 別がわかる資料) (市に提出した届出 書の控え等)	
		6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
		7 労働保険料の納付	適正に納付		
		8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
		9 次の(一)、(二)のいずれにも適合			
		(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成 し、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規 定等	
		(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	
74	介護職員等処遇 改善加算(V) (12) ※令和7年3月末	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を 届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算 を届け出ていない	該当	改善計画書(市に提 出した届出書の控	
	まで	2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)	
		3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
		4 介護福祉士であって、経験・技能のある介護職員のうち一人は、改善後賃金が年額440万円以上(ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない)	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職 員ごとの支払い状 況がわかる資料)	
		5 賃金改善の実施	あり	(市に提出した届出 書の控え等)	

I	6 処遇改善に関する実績の報告	1	1 [	
	の一定地域音に関する天順の和日	あり		
	7 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
	8 労働保険料の納付	適正に納付		
	9 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの 記録	
	10 9の処遇改善の内容等について、インターネット等 により公表	あり		
	11 次の(一)、(二)のいずれかに適合			
	(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等 の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周 知	あり	就業規則、給与規 定等	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	
介護職員等処遇 改善加算(V) (13) ※令和7年3月末 まで	1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていない	該当	改善計画書(市に提 出した届出書の控  え等)	
	2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え寺)	
	3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
	4 賃金改善の実施	あり	実績報告書、支払 い実績明細書(職 員ごとの支払い状	
	5 処遇改善に関する実績の報告	あり	況がわかる資料) (市に提出した届出 書の控え等)	
	6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		

7 労働保険料の納付						
した費用を全ての職員に周知			7 労働保険料の納付	適正に納付		
(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周口				あり		
76       介護職員等処遇 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知       □       あり 研修計画書       □       □         76       介護職員等処遇 改善加算(IV) (14) ※令和7年3月末まで       1 令和6年5月31日において現に改正前の介護職員処遇 改善加算(II) 又は(II) 及び介護職員等特定処 過改善加算(II) 又は(II) 及び介護職員等ペースアップ 等支援加算を届け出ていない       □       該当       □       □         3 改善計画書の作成、周知、届出       □       あり       □       □       □         4 賃金改善の実施       □       あり       □       □       □         5 処遇改善に関する実績の報告       □       あり       実績報告書、支払い実績報書書、職員さどの支払い状況がわかる資料) (市に提出した届出書の控え等)       □       □         6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑       □       なし       □       □         7 労働保険料の納付       □       面正に納付       □       □         8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要し       □       あり       実施した取組みのした費用を全ての職員に周知       □       □			9 次の(一)、(二)のいずれかに適合			
は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知			の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周	あり		
改善加算 (V) (14) (14) (14) (15) (14) (15) (15) (15) (16) (16) (14) (15) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16				あり	研修計画書	
3 改善計画書の作成、周知、届出	76	改善加算(V) (14) ※令和7年3月末	改善加算 (Ⅲ) を届け出ており、かつ、介護職員等特定処 遇改善加算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ) 及び介護職員等ベースアップ	該当		
4 賃金改善の実施			2 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	え等)	
5 処遇改善に関する実績の報告       □       あり に表積明細書(職員ごとの支払い状況がわかる資料)(市に提出した届出書の控え等)         6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑       □       なし         7 労働保険料の納付       □       適正に納付         8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知       □       あり 実施した取組みの記録			3 改善計画書の作成、周知、届出	あり		
5 処遇改善に関する実績の報告       □ あり (市に提出した届出書の控え等)         6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑       □ なし         7 労働保険料の納付       □ 適正に納付         8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知       □ あり 実施した取組みの記録			4 賃金改善の実施	あり	い実績明細書(職	
7 労働保険料の納付 □ 適正に納付 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			5 処遇改善に関する実績の報告	あり	況がわかる資料) (市に提出した届出	
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知 ロ あり 記録 ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ			6 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし		
した費用を全ての職員に周知			7 労働保険料の納付	適正に納付		
9 次の(一)、(二)のいずれかに適合 ロ ロ ロ			した費用を全ての職員に周知	あり		
			9 次の(一)、(二)のいずれかに適合			

	(一)任用の際の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等 の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周 知	あり	就業規則、給与規 定等	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又 は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書	

# 勤務実績表(生活相談員,介護職員を除く)

事	業	所	名								i
<del>キ</del>	ービ	スのネ	重類	地域密	清型通所介證	隻					i
៕	亥事為	削に こうない こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう かいしょう かいしん かいしん かいしん しゅうしん しゅうしん しんしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゃり しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり し	おけん	る常勤の	従業者(1人	当たり)が1	週間に勤務す	べき	き時間数	時間	i
利	用	定	員		人					-	
サ	ービ	ス提	供用	寺間帯	~	(	時間	)	※利用者	を施設に迎えてから送り出すまでの時間(送迎時間を隙	<b>余く。</b> )

(年月分)(単位目)

TI-A-h	T=E	勤務	A		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	A =1	
職	梩	勤務 形態	氏名	曜日																																合計	備考
																																			$\vdash$		
																																			<u> </u>		
																																			$\vdash$		
																																			<del> </del>		

#### ※運営指導実施月の前々月の実績を記載すること。

- 注1:「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入すること。
- 注2: 1月間の勤務時間数を1日毎に記入すること。公休の場合は「×」を記入、その他は内容が分かる表記とすること。(例:有給休暇 → 「有休」、育児休暇 → 「育休」等)
- 注3: 基準上規定されている職種の全職員について、職種ごとに分けて記入すること。
- 注4: 実施単位が複数ある場合は、実施単位毎に記入すること。
- 注5: 兼務職員の勤務時間を職種別に明確に区分することができない場合はまとめて表記することが可。

#### 勤務実績表(生活相談員,介護職員用)

事	業	所	名							
サ -	ービ	スの	種 類	地域密	<sup>落</sup> 着型通所介記	蒦				
当訂	亥事為	業所に	こおけ	る常勤の	の従業者(1.	人当たり)が1週	]間に勤務す	べき	き時間数	時間
利	用	定	員		人					
サ・	ービ	ス拐	供	時間帯	~	(	時間	)	※利用者	を施設に迎えてから送り出すまでの時間(送迎時間を除

( 年 月分) ( 単位目 )

職種		勤務 形態	氏名			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	備考
400个里	<u>!</u>	形態	4	曜E																																		)用 行
					勤 務																																	
					が サ 堤																																	
					勤務																																	
					サ堤																																	
					勤務																																	
					サ堤																																	
					勤務																																	
					サ 堤																																	
					勤 務																																	
					サ 堤																																	
					勤 務																																	
					サ 堤																																	
					勤 務																																	
					サ 堤																																	
利 用	者	数	(実	績 )																																		_
必要な	介護	職員	の提供時	寺間 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

#### ※運営指導実施月の前々月の実績を記載すること。

- 注1:「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入すること。
- 注2: 1月間の勤務時間数を1日毎に記入すること。公休の場合は「×」を記入、その他は内容が分かる表記とすること。(例:有給休暇 → 「有休」、育児休暇 → 「育休」等)
- 注3: 基準上規定されている職種の全職員について、職種ごとに分けて記入すること。
- 注4: 実施単位が複数ある場合は、実施単位毎に記入すること。
- 注5: 兼務職員の勤務時間を職種別に明確に区分することができない場合はまとめて表記することが可。
- 注6: 右のとおり、表中の用語を省略しているので、留意すること。 「勤務」=勤務時間数、「サ堤」=サービス提供時間数

# 勤務実績表(生活相談員, 介護職員を除く)

事	業	所	名	00	00	00												
サー	ビス	このす	種 類	地	或密	着型通	听介護											
当該爭	事業原	斤にお	ける	常勤。	の従	業者(	1人当#	こり)が	1週間	間に勤務す	ナベき	き時間数	4	0	時間			
利	用	定	員		18	人												
サー	ビフ	ス 提	供時	間	帯 9	9:30 ~	16:00	(	6.5	時間	)	※利用者	を施設に	迎え	てから送り出すまで	の時間(送	迎時間を除	<b>余く。)</b>

注3: 基準上規定されている職種の全職員について、職種ごとに分けて記入すること。

注5: 兼務職員の勤務時間を職種別に明確に区分することができない場合はまとめて表記することが可。

注4: 実施単位が複数ある場合は、実施単位毎に記入すること。

記入例

		月分)	T -				-	_	-	_	_	10		10	10		45	_ T 40	47	10	10	00	0.1	00	00	_			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
職種 ◆	勤務 形態	氏名 曜日	1   月	2	4	本	5 金	6 ±	日	8	9	10	11	12	13 ±	14	15 月	16	17 水	18	19 金	土	_	22 月	火	水			│ 備 考
 ·理者	В	●田●男	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	0	1	×	×	8	8	1	8	8	×		л	^	*			
		· •	$\overline{}$	**	致介	THÝ Đ	手 见山 /	一盐	3女 吐	- PB <del>/</del>	と区グ		- F	<b>社</b>	PU1-	<b>≠</b> =:	 	z –											
 5節	D	■上■郎	2/	× X			2 2	~到 ×	/分中· ×	2	Y X	2	×	<b>敗作里</b> 2	יונל X	衣司 ×	2	_	2	×	2	×	×						
7 Hili			1					^	^	_		_				^		<u> </u>		^	_								
護職員	_	△山△子 /	/_	_								_	TΠ 1/4	- TΠ I/A				_	± /+			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	.,			$\dashv$			
		· · · /	8	8		8	8	×	×	<u> </u>	8		-	研修		×	8	_	有休		8	-				_			<del>                                     </del>
護職員		●田●男 ▶	0	0	0	0	0	×	×	0	0	0	8	7	×	×	0	0	7	0	0	×	×			_/	省		
<b>訂護職員</b>	С	〇山〇助	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×			╛			
																											m <b>/</b> >	L	
																									/	'	略	, [	
																									=		٣Ц	$\Gamma$	
																									$\neg$		,	-	
																									7		f		
																									1		-		
			+																						1		<u> </u>		
			+-																			-		$\vdash \vdash$			<u> </u>		
			-																					$\square$					
幾能訓練指導員	В	◆海◆美	4	4	4	4	4	×	×	4	4	4	4	4	×	×	4	4	4	4	4	×	×						

#### 勤務実績表(生活相談員,介護職員用)

事	業	所	名	デイヤ	サービ	ス〇(	)										
サ -	ービス	スの和	重類	地域	密着型	』通所	介護										
当訂	亥事為	業所に	おけ	る常勤	の従	業者	(1人当た	り)た	バ1週間	に勤務す	べき	き時間数	40	時間			
利	用	定	員	1	8	人											
サ・	ービ	ス提	供	時間帯	∮ 9:00	~	16:00	(	7	時間	)	※利用者	を施設にi	迎えてから送り	出すまでのほ	時間(送迎日	時間を除

年 月分) 1 単位目 )

•			,,,,,																																		
職種		勤務 形態	氏名 —		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	備考
4001至		形態	K4	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		VHI -7-5
生活相談員	3	٨	<b>△山△子</b>	勤 務	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	184	
工石伯改列	7	^		サ 堤	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	138	
生活相談員	ıı	ם	●田●男	勤 務	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	138	
土泊阳談員	₹	Ь	●四●男	サ 堤	4	4	4	4	4	×	×	4	4	4	4	4	×	×	4	4	4	4	4	×	×	4	4	4	4	4	×	×	4	4	4	92	
介護職員		٨	◇川◇花	勤 務	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	8	8	×	×	8	8	8	184	
カ 透 戦 貝		Α.	V/IIV16	サ 堤	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	6	6	×	×	6	6	6	138	
介護職員		O	〇富〇恵	勤 務	4	4	×	4	4	×	×	4	4	4	×	4	×	×	4	4	4	×	4	×	×	4	4	4	×	4	×	×	4	4	4	76	
刀ъщ貝		O	0亩0心	サ 堤	3	3	×	3	3	×	×	3	3	3	×	3	×	×	3	3	3	×	3	×	×	3	3	3	×	3	×	×	3	3	3	57	
介護職員		5	▲下▲子	勤 務	4	4	4	×	4	×	×	4	4	×	4	4	×	×	4	×	4	4	4	×	×	4	×	4	4	4	×	×	4	4	4	76	
月設戦員		D		サ 堤	3	3	3	×	3	×	×	3	3	×	3	3	×	×	3	×	3	3	3	×	×	3	×	3	3	3	×	×	3	3	3	57	
介護職員		)	〇富〇恵	勤 務	4	4	×	4	4	×	×	4	4	4	×	4	×	×	4	4	4	×	4	×	×	4	4	4	×	4	×	×	4	4	4	76	
刀ъ啾貝		U		サ 堤	3	3	×	3	3	×	×	3	3	3	×	3	×	×	3	3	3	×	3	×	×	3	3	3	×	3	×	×	3	3	3	57	
				勤 務											t	ソレー	こは	計算	式力	が入	カさ	れ	てい	ます													
				サ 堤																																	
利 用	者	数	(実績	)	18	16	11	14	18	B	0	18	15	12	15	14	0	0	15	15	12	14	17	0	0	15	15	12	14	17	0	0	15	15	12		
必要な介	)護	職員	の提供時間	力数	11.2	8.4	7	7	11.2	0	0	11.2	7	7	7	7	0	0	7	7	7	7	9.8	0	0	7	7	7	7	9.8	0	0	7	7	7		

#### ※運営指導実施月の前々月の実績を記載すること。

- 注1:「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入すること。
- 注2: 1月間の勤務時間数を1日毎に記入すること。公休の場合は「×」を記入、その他は内容が分かる表記とすること。(例: 有給休暇 → 「有休」、育児休暇 → 「育休」等)
- 注3: 基準上規定されている職種の全職員について、職種ごとに分けて記入すること。
- 注4: 実施単位が複数ある場合は、実施単位毎に記入すること。
- 注5: 兼務職員の勤務時間を職種別に明確に区分することができない場合はまとめて表記することが可。
- 注6: 右のとおり、表中の用語を省略しているので、留意すること。 「勤務」=勤務時間数、「サ堤」=サービス提供時間数

# 加算等一覧

介護給付費算定加算一覧(貴事業所で運営指導月の前々月から過去1年間で算定した加算の名称を記載すること。)

	算定加算の名称
地域密着型通所介護	

# 中重度者ケア体制加算について

#### 〇中重度者の利用者の状況等

<u>〇十至及日の刊加日の</u> 代別刊														
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年月	年 月	年月	年月	年 月	計	
対象者数※ ①(②+③+④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	名
要介護度3の利用者数 ②													0	名
要介護度4の利用者数 ③													0	名
要介護度5の利用者数 ④													0	名
利用者総数 ⑤													0	名
対象者の割合 ①/⑤*100			/	#DIV/0!	%									

- ※1 月末時点の利用実人員数又は利用延人員数の状況を記入すること(要支援者を除く)。
- ※2 運営指導実施月の属する前年度の、3月を除く実績を記載すること。
- ※3 運営指導実施月の属する前年度の実績が6月未満又は前年度の中重度者の割合が100分の30未満の場合は、運営指導実施月の前々月から過去1年間の状況 を記載すること。

#### 加算別表2

#### 個別機能訓練加算及び生活機能向上連携加算について

〇個別機能訓練加算を算定した利用者

利用者名	利用開始日	居宅への訪 問年月日	個別機能訓 練計画作成 日	左記計画作成担 当者及び共同作 成者の職種	左記計画の 利用者への 説明日	第1回評価 実施年月日	居宅への訪 問年月日	個別機能訓 練計画作成 日 (更新·変更)	左記計画の 利用者への 説明日	第2回評価 実施年月日
1										
2										
3										
4										

<sup>※1</sup> 運営指導月の6か月前に利用を開始した者についての状況を記載してください。なお、当該月に該当がない場合は、当該月以前の月で当該事例のある月の利用を開始 した者について記載してください。

- ※2 「左記計画作成担当者及び共同作成者の職種」とは、個別機能訓練計画作成に当たって共同して作成した者の職種を記載してください。
- ※3 「左記計画の利用者への説明日」については、個別機能訓練計画を利用者等に説明し(て同意をもらっ)た日を記載してください。
- ※4 「個別機能訓練に関する記録」の「担当者名」、「訓練内容」,「実施時間」については、個別機能訓練に関する記録の中でそれぞれ記録されている場合、「有」を、記録されていない場合、「無」と記載願います。
- ※5 「居宅への訪問年月日」については、機能訓練指導員等が利用者の居宅へ訪問し、生活状況の確認・計画内容の説明等を行った日を記載してください。

#### 〇個別機能訓練加算を算定した利用者[続き]

# 利用者 個別機能訓練 (こ関する記録 担当 割減 内容 内容 実施時間 ① ② ③ ③

#### 〇理学療法士等の配置

【運営指導実施月の前々月の状況】

月)

年

	—			•	•	· ·
職員名	常勤·非常勤	専従∙兼務	兼務の職種	辞令等 の有無	備	考

- ※1「常勤・非常勤」、「専従・兼務」は、該当する勤務形態を記載してください。
- ※2 「辞令等の有無」には、事業所において、当該職員を機能訓練指導員業務に専従(担当)させていることが分かる辞令又は雇用契約書等の有無について記載してください。

# 認知症加算について

〇介護を必要とする認知症の者の状況等

	, ,,,,													
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	青	<b>L</b>
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	П	ı
対象者数※ ①(②+③+④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	名
日常生活自立度ランクⅢの 利用者数													0	名
日常生活自立度ランクIVの 利用者数 3													0	名
日常生活自立度ランクMの 利用者数													0	名
利用者総数 ⑤													0	名
対象者の割合 ①/⑤*100				#DIV/0!	%									

- ※1 月末時点の利用実人員数又は利用延人員数の状況を記入すること(要支援者を除く)。
- ※2 運営指導実施月の属する前年度の、3月を除く実績を記載すること。
- ※3 運営指導実施月の属する前年度の実績が6月未満又は前年度の介護を必要とする認知症者の割合が100分の30未満の場合は、運営指導実施月の前々月から過去1年間の状況を記載すること。

#### ○認知症介護の提供に当たる専門的な研修等修了者

職員名	認知症が	<b></b>	<b>導者研修</b>	認知症介記	雙実践	リーダー研修	認知症の	个護実	践者研修
	年	月	日修了	年	月	日修了	年	月	日修了
	年	月	日修了	年	月	日修了	年	月	日修了
	年	月	日修了	年	月	日修了	年	月	日修了

←該当する研修の修了年月日を記入してください。

※ 上記研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。

#### 加算別表4-1

# 栄養改善加算について

○栄養改善加算を算定した利用者の栄養ケア計画作成状況

						<b>⋚サービス</b> の	の必要性		低栄養		** <b>-</b> 1 = 'L - L'	** L ->:	=1 <del></del>
No.	利用者名	利用開始	台日	BMIが 18.5未満	1~6月で3% 以上又は 6ヶ月間で2 ~3 <sup>+</sup> 。の体 重滅	血清アル ブミン値 が3.5g/dl 以下	食事摂取 量が不良 (75%以 下)	低栄養状 態又はそ のおそれ	状態の リスク レベル	栄養ケア計 画作成日	栄養ケア計画作成 担当者及び共同作 成者の職種名	栄養ケア の利用者 同意取得	等の
1		月	日							月日		月	日
2		月	田							月日		月	日
3		月	П							月日		月	田
4		月	田							月日		月	田

- ※1 運営指導月の6か月前に利用開始した者についての状況を記載してください。なお、当該月に該当がない場合は、当該月以前の月で当該事例のある月の利用開始した者について記載してください。
- ※2 「栄養改善サービスの必要性」は、該当するものに〇を記入してください。
- ※3 「低栄養状態のリスクレベル」には「高」、「中」、「低」を記載してください。

○栄養改善加算を算定した利用者の栄養ケア計画作成状況(評価・計画見直し)

	N. B. G. M. F. C. F. C. O.					10							第	2回			
No	利用者名	栄養状態 評価	の	評価結 ケアマネ 情報提供	等への	栄養ケア 見直し <i>の</i>	計画の O有無	栄養ケア 利用者 同意取	等の	栄養状態 評価	ぎの	評価結 ケアマネ 情報提供	等への	栄養ケア 見直しの	計画の )有無	栄養ケア 利用者 同意取	等の
1		月	日	有 • 月	無日	有 • 月	無日	月	日	月	日	有 • 月	無日	有 · 月	無日	月	日
2		月	日	有 • 月	無日	有 · 月	無日	月	日	月	日	有 • 月	無日	有 • 月	無日	月	日
3		月	日	有 • 月	無日	有 • 月	無日	月	日	月	日	有 • 月	無日	有 · 月	無日	月	日
4		月	日	有 • 月	無日	有 • 月	無日	月	日	月	日	有 • 月	無日	有 · 月	無日	月	日

- ※1 「栄養状態の評価」には評価を実施した日付を記載してください。
- ※2 「評価結果のケアマネ等への情報提供の有無」、「栄養ケア計画の見直しの有無」には、実施の有無を上段に、実施した日付を下段に記載してください。

#### 加算別表4-2

#### 栄養アセスメント加算、口腔・栄養スクリーニング加算について

○栄養アセスメント加算を算定した利用者の評価状況

				第1回									第2回				
No.	利用者名	利用開始日	栄養アセスメン ト実施日①	栄養アセスメン ト実施者	栄養アセス ントの利用 等への説	目者	低栄養状態 利用者の 合、ケアマネ 情報共有し	場 补と	LIFE に提供	栄養アセス ト実施 E	.メン 3	栄養アセスメン ト実施者	栄養アセントの利息 等への記		低栄養状態 利用者の 合、ケアマ 情報共有	·場 ・ネと	LIFE に提供
1		月日	月日		月	日	月	日		月	日		月	日	月	日	
2		月日	月日		月	日	月	П		月	日		月	П	月	日	
3		月日	月日		月	日	月	田		月	日		月	日	月	日	
4		月日	月日		月	日	月	田		月	日		月	П	月	日	

<sup>※1</sup> 運営指導月の6か月前に利用開始した者についての状況を記載してください。なお、当該月に該当がない場合は、当該月以前の月で当該事例のある月の利用開始した者について記載してください。

# ○口腔・栄養スクリーニング加算を算定した利用者の評価状況

							腔スクリーニ	ング				栄養	をスクリーニ	ング			
No	利用者名	利用開始	冶日	評値	西実施日	硬いものを 選け、柔らだいものばか 中心に食べる人	入れ歯を 切 使っている	むせやす い人	ケアマネに 提供した	·情報 :日	BMIが 18.5未満	1~6月で3% 以上又は 6ヶ月間で2 ~3 <sup>*</sup> 。の体 重減	血清アル ブミン値 が3.5g/dl 以下	食事摂取 量が不良 (75%以 下)	低栄養状 態又はそ のおそれ	ケアマネに 提供した	:情報 :日
1	(I)	月	日	1	月	日			月	日						月	日
Ľ	( 11 )	Л	П	2	月	日			月	日						月	日
2	(I)	月	日	1	月	日			月	田						月	日
4	( 11 )	Я	Н	2	月	日			月	日						月	日
	(I)	月		1	月	目			月	日						月	日
3	( 11 )	Я	日	2	月	日			月	日						月	日
4	(I)	月		1	月	目			月	日						月	日
4	( 11 )	Я	日	2	月	B			月	日						月	日

<sup>※1 「</sup>利用者名」の欄に氏名を明記して、該当する加算「(I)(II)」にOを付してください。

<sup>※2「</sup>LIFEに提供」は、提供している場合は〇、提供していない場合は×を記入してください。

<sup>※2 「</sup>評価実施日」欄の「①」には初回の評価を実施した日付、「評価実施日」の「②」には初回の次に評価した日付を記載してください。

#### 加算別表5

#### 口腔機能向上加算について

〇口腔機能向上加算を算定した利用者の口腔機能改善管理指導計画作成状況

					腔機能向上サービス	スの必要	性	— D- 1666 ()	. = <i>I</i>	口腔機能改善管理	口腔機能	改善
No.	利用者名	利用開	始日	認定調査票で嚥下、 食事摂取、口腔清 潔のいずれかが「1」 以外	基本チェックリストの 口腔機能に関連す る3項目の内2項目 以上が「1」	その他	その他の内容	口腔機能 善管理排 計画作品	旨導	指導計画作成担当 者 及び共同作成者の 職種名	管理指導 の利用者 同意取得	計画 等の
1		月	日					月	日		月	日
2		月	日					月	日		月	日
3		月	日					月	日		月	日
4		月	日					月	日		月	日

<sup>※1</sup> 運営指導月の6か月前に利用開始した者についての状況を記載してください。なお、当該月に該当がない場合は、当該月以前の月で当該事例のある月の利用開始した者について記載してください。

〇口腔機能向上加算を算定した利用者の口腔機能改善管理指導計画作成状況(評価・モニタリング状況)

			第1回	評価等			第2回	評価等				-	Eニタリ:	ング記録	录		
No.	利用者名	口腔機能 の状態の 評価	継続・ 終了の 判断	評価結果の 利用者等へ の説明	ケアマネ 等への情 報提供	口腔機能 の状態の 評価	継続・ 終了の 判断	評価結果の 利用者等へ の説明	ケアマネ 等への情 報提供	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
1		月日	継続・終了 <b>1</b> 月 日	月日	月日	月日	継続・終了 月 月	月日	月日	/		/		/		/	/
2		月日	継続・終了 <b>1</b> 月 日	月日	月日	月日	継続・終了 月 月	月日	月日	/	/	/	/	/	/	/	/
3		月日	継続・終了 <b>1</b> 月 日	月日	月日	月日	継続・終了 月 月	月日	月日	/	/	/	/	/	/	/	/
4		月 E	継続・終了 <b>ヨ</b> 月 日	月日	月日	月日	継続・終了 <b>I</b> 月 日	月日	月日	/	/	/	/	/	/	/	/

<sup>※1「</sup>口腔機能の状態の評価」、「評価結果の利用者等への説明」には実施した日付を記載してください。

<sup>※2 「</sup>口腔機能向上サービスの必要性」は、該当するものに〇を記入してください。「その他」の場合は、内容も記入してください。

<sup>※2 「</sup>継続・終了の判断」には、判断結果を上段に、判断した日付を下段に記載してください。

<sup>※3 「</sup>ケアマネ等への情報提供」には、介護支援専門員、主治医等へ情報提供した日付を記載してください。

<sup>※4 「</sup>モニタリング記録」には、モニタリングを実施した日付を記載してください。

#### 加算別表6

#### サービス提供体制強化加算

サービス提供体制加算を算定している事業所のみ、記入してください。

#### サービス提供体制加算(1)の場合

													_
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計(人)	
① 介護職員の総数(常勤換算)												0	
A ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) B ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉 の総数(常勤換算)												0	
2/1		-		-			-				-	#DIV/0!	
ツのの A ロ話出土スナルのナルしてノ	ナジャル												B 25

※②のA、B該当する方に○を付してください。

#### サービス提供体制加算(II)の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計(人)	
① 介護職員の総数(常勤換算)												0	
②①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)												0	l
2/1												#DIV/0!	(%) ←50以上

#### サービス提供体制加算(皿)の場合

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計(人)	
1	介護職員の総数(常勤換算)												0	
2	A ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) B ①のうち勤続年数7年以上の直接処遇職員 の総数(常勤換算)												0	
	2/1												#DIV/0!	
	※②のA B該当する方に〇を付してくださ	1.12												B30以上

※②のA、B該当する方に○を付してください。

#### ~記入上の注意~

- ※1 前年度(3月を除く)実績を記入すること。
- ※2 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- ※3 直接処遇職員とは、生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員を指す。
- ※ 4 勤続年数とは各月の前月末日時点における勤続年数をいう。
  - (例) 令和6年4月における勤続年数3年以上の者とは、令和6年3月31日時点で勤続年数が3年以上の者をいう。 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等 においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- ※5 前年度の実績が6月に満たない事業所は、前年度の実績による加算の届出はできません。 前3月の実績により届出を行った事業所は、届出を行った月以降の実績を提出してください。